

(資料四)

平成二十一年六月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例 …	1
島根県手数料条例の一部を改正する条例 ……………	1
島根県立高度情報化センター条例を廃止する条例 ……………	2
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 ……	2
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例 ……………	3
島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 ……………	4
島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例 ……………	5
島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例 ……………	6
島根県安心こども基金条例の一部を改正する条例 ……………	6
島根県地域自殺対策緊急強化基金条例 ……………	7
島根県立武道施設条例の一部を改正する条例 ……………	7
島根県立体育施設条例の一部を改正する条例 ……………	8
島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例 ……………	9
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例 ……………	9
島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例 ……………	9
島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例 ……………	10

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例	10
島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	12
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12

平成21年6月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第90号議案

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の活性化に資する施策又は経済対策に対応した施策を行うために必要な事業に要する経費に充てるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 基金の名称を島根県地域活性化・経済対策調整基金（以下「基金」という。）に改めること。
- (2) 基金を財源とする事業を地域の活性化に資する施策又は経済対策に対応した施策を行うために必要な事業に改めること。
- (3) 条例の題名を島根県地域活性化・経済対策調整基金条例に改めること。
- (4) 基金の経理は、積み立てた資金の財源ごとに知事が定めるところにより区分して行うものとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第91号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 歯科技工士法関係手数料

証明書の名称の改正

改正前	改正後
歯科技工士試験合格証明書	歯科技工士国家試験合格証明書

(2) 歯科技工法の一部を改正する法律関係手数料

試験の名称の改正

改正前	改正後
歯科技工士試験	歯科技工士国家試験

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成21年9月1日から施行する。ただし、2の(3)については公布の日から施行する。

第92号議案

島根県立高度情報化センター条例を廃止する条例

1 提案理由

情報化の進展に寄与するため県民の利用に供してきた島根県立高度情報化センターについて、情報機器の利用及び情報技術を取り巻く社会情勢の変化、地域での学習活動の充実等により公の施設としての意義がなくなったことから、島根県立高度情報化センター条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第93号議案

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の制定に伴い、警察本部の内部組織に係る所掌事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関することを追加すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第94号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立生涯学習推進センターの移転及び島根県立西部情報化センターの廃止に伴い、施設及び設備を島根県立東部総合福祉センター及び島根県立西部総合福祉センターに移管し、その一部を一般の利用に供すること等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 施設使用料の新設

ア 島根県立東部総合福祉センター

種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
301研修室	5,090円	6,850円	5,090円	11,900円	11,900円	17,000円
302研修室	4,670円	6,230円	4,670円	10,900円	10,900円	15,500円
303研修室	720円	1,030円	720円	1,750円	1,750円	2,470円
304研修室	1,960円	2,700円	1,960円	4,660円	4,660円	6,620円
305研修室	1,860円	2,590円	1,860円	4,450円	4,450円	6,310円
306研修室	1,660円	2,280円	1,660円	3,940円	3,940円	5,600円

イ 島根県立西部総合福祉センター

種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
101研	5,150円	6,870円	5,150円	12,000円	12,000円	17,100円

修室						
102研 修室	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円
403研 修室	3,810円	5,090円	3,810円	8,900円	8,900円	12,700円

- (2) 島根県立総合福祉センターの業務から介護研修センターの業務を削除すること。
- (3) 指定管理者が行う業務から島根県立生涯学習推進センター及び島根県立西部情報化センターの施設及び設備の維持管理に関するものを削除すること。
- (4) その他規定の整理

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第95号議案

島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

1 提案理由

社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第96号議案

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

1 提案理由

介護保険法に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

介護保険法に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第97号議案

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

1 提案理由

介護保険法に基づく施設等の開設の準備又は介護職員の処遇の改善を支援する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

介護保険法に基づく施設等の開設の準備又は介護職員の処遇の改善を支援する事業に要する経費に充てるため、島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第98号議案

島根県安心こども基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県安心こども基金を活用した施策を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県安心こども基金を財源とする事業に妊婦への支援に関する事業を追加すること。

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第99号議案

島根県地域自殺対策緊急強化基金条例

- 1 提案理由
地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 設置
地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てるため、島根県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置すること。
- (2) 積立て
基金として積み立てる額は、予算で定めること。
- (3) 管理
基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。
- (4) 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。
- (5) 繰替運用
知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第100号議案

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
島根県立武道施設の利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 休館日の変更

	改正前	改正後
年末年始以外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第101号議案

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立体育施設の利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

休業日の変更

	改正前	改正後
年末年始以外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第102号議案

島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例

1 提案理由

島根県立ライフル射撃場について使用者が減少し、かつ、少数の者に限られる状況になったことにより、公の施設としての意義がなくなったことから、島根県立ライフル射撃場条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第103号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立青少年の家に島根県立東部社会教育研修センターを併設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立青少年の家の指定管理者が行う業務に島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備の維持管理に関するものを加えること。
- (2) 島根県立青少年の家の会議室の廃止による使用料の削除
- (3) その他規定の整理

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第104号議案

島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会教育の一層の推進を図るため、島根県立生涯学習推進センターの名称変更及び島根県立青少年の家への移転併設並びに島根県立西部生涯学習推進センターの名称変更を行うことについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 生涯学習推進施設の名称の変更

改正前	改正後
島根県立生涯学習推進センター	島根県立東部社会教育研修センター
島根県立西部生涯学習推進センター	島根県立西部社会教育研修センター

(2) 島根県立東部社会教育研修センターを出雲市に設置すること。

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第105号議案

島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立中海水中貯木場の位置及び区域を明確にし、及びその周知を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 貯木場は、松江市美保関町下宇部尾地先水面に設置することを明記すること。
- (2) 知事は、貯木場の区域を告示するものとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第106号議案

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立東部情報化センターの廃止に伴い、施設及び設備を島根県立産業高度化支援センターに移管し、その一部を一般の利用に供すること等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 使用料の新設

ア 編集室等

種 別	使用料の額（1時間につき）
デジタルハイビジョン映像編集室	1,410円
デジタル音声編集室	1,180円
コンピュータグラフィックス制作室（貸切りの場合）	780円
コンピュータグラフィックス制作室（貸切りでない場合（1区画につき））	190円
ノンリニア編集室	330円
DVD編集室	310円
ミーティング室	330円
ハイビジョン静止画制作室	690円

イ 会議室

種 別	使用料の額（1時間につき）
大会議室	2,020円
中会議室	1,170円
小会議室	740円
特別会議室	980円

ウ 設備

種 別	単 位	使用料の額
映像音響編集用機器	1時間につき	8,980円以内で知事が定める額
その他設備器具	知事が定める単位	知事が定める額

(2) 会議室の名称の変更

改 正 前	改 正 後
会議室	南館会議室

(3) 指定管理者が行う業務から島根県立東部情報化センターの施設及び設

備の維持管理に関するものを削除すること。

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第107号議案

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立中部情報化センターの廃止に伴い、施設及び設備を島根県立男女共同参画センターに移管し、その一部を一般の利用に供することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

施設使用料の新設

種 別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室5	1,410円	1,880円	1,760円	3,050円	3,550円	4,340円

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第108号議案

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立三瓶自然館の企画展の規模の拡大を可能とするため、利用料金等の基準額を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

指定管理者に収受させる観覧料の基準額の改定及び企画展の名称の改正

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒等を除く者が、自然館の天体運行の投影、全天周映画又は展示物を観覧する場合（1人1日に

つき)

改正前			改正後		
区分	個人	団体	区分	個人	団体
特別企画展開 催期間	600円	480円	特別企画展開 催期間	1,000円	800円
			企画展開催期 間	600円	480円
特別企画展開 催期間以外	400円	320円	上記以外の期 間	400円	320円

- (2) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒等を除く者が、自然館の天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物又は埋没林公園の埋没木等を観覧する場合（1人1日につき）

改正前			改正後		
区分	個人	団体	区分	個人	団体
特別企画展開 催期間	750円	600円	特別企画展開 催期間	1,150円	920円
			企画展開催期 間	750円	600円
特別企画展開 催期間以外	550円	440円	上記以外の期 間	550円	440円

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。